

株式会社マーキュリアホールディングス

定 款

令和3年7月1日

設立

令和4年3月29日

一部変更

株式会社マーキュリアホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社マーキュリアホールディングスと称する。英文では、Mercuria Holdings Co., Ltd. と称する。

第2条（目 的）

1. 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
 1. 有価証券の売買に関する指導
 2. 資産の管理及び運用に関する総合コンサルティング業務
 3. 企業経営に関する指導及びコンサルティング業務
 4. 会社の合併・分割・合弁、事業譲渡、有価証券の売買、株式取得、資本参加、業務提携及び株式公開等の仲介、斡旋及びコンサルティング業務
 5. 国内外の投資先の斡旋及び仲介
 6. 有価証券の取得及び保有
 7. 投資組合、投資事業有限責任組合等に関する出資
 8. 投資組合、投資事業有限責任組合等の財産運用・管理に関する業務
 9. 金銭債権の買取並びにその斡旋及び仲介
 10. 国内外の組合契約及び匿名組合契約の締結、またはその仲介、取次ぎまたは代理
 11. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
 12. 金融商品取引法に基づく投資運用業
 13. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
 14. 宅地建物取引業
 15. 不動産特定共同事業法に基づく業務
 16. 自然エネルギー等による発電、電気及び熱の供給並びに販売
 17. 自然エネルギー等による発電に係る設備の設置、売買、運用及び保守管理業務等

18. 自然エネルギー等に関する各種イベントの企画・制作・運営業務等
 19. 自然エネルギー等に関する調査研究及び情報提供等
 20. 上記各号に付帯する一切の業務
2. 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 45,000,000 株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招 集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集しなければならない。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は取締役会の決議に基づき代表取締役の 1 名が招集し、議長となる。代表取締役複数のときは、その順序は予め取締役会の決議をもって定める。代表取締役のいずれもが議長を務めることができない場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに会社に対して代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（定 員）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

第 20 条（任 期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とする。

第 21 条（代表取締役・役付取締役）

1. 取締役会は、その決議をもって代表取締役 1 名以上を選定する。
2. 取締役会は、その決議をもって、役付取締役 1 名以上を選任することができる。

第 22 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、

株主総会の決議によって定める。

第 23 条（取締役会）

1. 取締役は、取締役会を構成する。
2. 取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定する。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の 1 名が招集し、議長となる。代表取締役複数のときは、その順序は予め取締役会の決議をもって定める。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。
2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行う。
2. 前項に定める場合のほか、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

第 26 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 27 条（員 数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 28 条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条（任 期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 31 条（補欠監査役）

1. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。
3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 32 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 33 条（監査役会の招集）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行

う。

第 35 条（監査役の責任免除等）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条（任 期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 40 条（剰余金の配当及び中間配当金の支払）

1. 当社は、株主総会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
2. 当社は、一事業年度の途中において一回に限り、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

3. 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第1条

1. 現行定款第15条の規定の削除及び変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、現行定款第15条は効力を有するものとする。
3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以 上